

熊本県退職職員の再就職に関する取扱要領

第1 目的

この要領は、熊本県（以下「県」という。）の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。）が県を退職した後、県の出資する団体等（以下「団体」という。）に再就職（役員就任を含む。以下同じ。）するに当たり、その取扱いを明確にすることにより、再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的とする。

第2 対象

この要領は、県を管理監督職勤務上限年齢に達する日の属する年度の末日以降に退職する職員、又は勧奨並びに任期満了により退職する職員（退職した職員を含む。以下「退職職員」という。）に適用する。

第3 団体への再就職

1 団体の範囲

この要領の適用対象となる団体は、県が出資する等県の事務事業と密接な関連を有しているか又は県が運営指導を行っている団体で、別表に掲げるものとする。

2 退職職員の紹介

県は、団体から退職職員の再就職の要請があったときは、知識、経験、適性等を総合的に勘案したうえで、当該要請に見合う退職職員を紹介することができるものとする。

3 在職期間

県は、退職職員の団体における在職期間について、65歳に達する日の属する年度の年度末までを限度とするよう、団体に対して要請するものとする。

4 給与等

(1) 給与又は報酬

県は、退職職員の団体における給与又は報酬の額について、県の職員が管理監督職勤務上限年齢に達する日後に本県で継続して任用された場合における給与を参考とし、業務内容、経営状況等に応じた適正な水準となるよう、団体に対して要請するものとする。

(2) 退職手当

県は、退職職員の団体における退職手当及びこれに準ずるものについては支給しないよう、団体に対して要請するものとする。

第4 団体への再就職状況の公表

1 公表の内容

団体の役員については退職職員の氏名、退職時の職名、退職年月日、再就職先の団体名、
役職及び再就職年月日を、団体の職員については再就職先の団体名、役職及び就職年月日を公表するものとする。

2 公表の時期

毎年度9月末日に再就職の状況を公表するものとする。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3の3及び4の規定は、平成19年4月1日以降に団体に再就職する退職職員から適用する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月3日から施行する。